

別添75 警音器の技術基準

1. 適用範囲等

この技術基準は、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える警音器に適用する。この場合において、複数の警報音発生装置から構成され、そのそれぞれが警報音を発し、単一の信号制御装置の作動によって同時に機能する警報音発生装置は、1つの警音器とみなす。なお、本技術基準は、協定規則第28号と調和したものである。

2. 性能要件

- 2.1. 自動車に取り付ける警報音発生装置は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」の基準に適合したものであること。
- 2.2. 警音器の試験電圧は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定を準用する。
- 2.3. 警音器の音圧レベルの測定は、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.2.の規定を準用する。
- 2.4. 警音器の周波数補正回路のA特性による加重音圧レベルの測定は、屋外のできるだけ平らな路面上に自動車を置き、車両前方7mの位置にマイクロフォンを設置して行う。この場合において、次に掲げるいずれかの方法により試験電圧を供給するものとする。
 - (a) 原動機を停止させた状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - (b) 原動機を暖機し、かつ、アイドリング運転している状態で、当該自動車のバッテリーから供給する方法
 - (c) 警音器の警報音発生装置の電源端子に接続された外部電源から、別添74「警音器の警報音発生装置の技術基準」3.2.3.の規定による試験電圧を供給する方法
- 2.5. 測定用のマイクロフォンは、自動車の車両中心面にできるだけ近く設置する。
- 2.6. 暗騒音及び風による騒音レベルは、測定しようとする音圧レベルより少なくとも10dB(A)低いことを確認する。
- 2.7. 地上0.5mから1.5mまでマイクロフォンの位置を変え、警音器の最大音圧レベルを測定するものとする。
- 2.8. 警音器の最大音圧レベルは、2.2.から2.7.までの条件で測定した場合において、次のとおりであること。
 - (a) 動力が7kW以下の二輪自動車の警音器の場合 83dB(A)以上112dB(A)以下

(b) (a)以外の自動車の警音器の場合 87dB(A)以上112dB(A)以下

2.9. 空気式及び電動空気式の警音器の場合は、2.2.から2.7.までの規定に準じて製作者が定めた方法で試験し、2.8.の要件に適合するものであること。